

令和 6 年
6 月号

一関労働基準監督署からのお知らせ

◎ 令和 6 年度全国安全週間の実施について(7 月 1 日～7 日 準備期間 6 月)

スローガン **危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全**

今年で 97 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開され、この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和 5 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去 20 年で最多となった令和 4 年を上回る見込みで、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっております。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 2 年目となる令和 6 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められます。

6 月は全国安全週間の準備期間となっております。皆様の事業場におかれましても、取り組みをお願い申し上げます。

中 災 防
安 全 週 間

◎ 労働保険料の申告・納付は 7 月 10 日(月)までをお願いします！

令和 6 年度労働保険の年度更新期間は、6 月 3 日(月)～7 月 10 日(水)です。

事業主等の皆様におかれましては、令和 5 年度確定保険料及び一般拠出金、令和 6 年度の概算労働保険料に係る申告及び納付について、最寄りの金融機関又は電子申請等により手続きを終えるようお願いいたします。

※ 年度更新申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、窓口へ出向くことなく手続きすることができます。

労 働 保 険
年 度 更 新

◎ 安全管理及び労働衛生管理にかかる好事例を募集しています！

当署では、管内の安全管理活動と健康管理活動の水準を向上させることにより労働災害を減少させることを目的として、管内の企業において実践されている安全管理活動及び健康管理活動に係る好事例を募集しています。

応募のあった好事例については、これを管内企業に広く水平展開を図るとともに、優れた好事例については表彰を行うこととしております。

当署で選定した 50 名以上の労働者を使用する事業場の皆様には好事例の提供をお願いする文書を郵送しておりますが、これ以外にも「当社ではこのような安全管理活動や衛生管理活動を行っている。」という好事例を実践されている事業場様には是非ご提供いただければ幸いですので、応募のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細は、岩手労働局ホームページ内の「一関監督署からのお知らせ」コーナーに、募集要項、応募用紙を掲載していますので、ご確認ください。

募集期間；令和 6 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

また、令和 5 年度に実施した好事例の収集結果につきましては、好事例集として取りまとめを行い、「一関監督署からのお知らせ」コーナーに掲載しておりますので、安全管理及び労働衛生管理向上の一助にさせていただきますようお願い申し上げます。

一 関 監 督 署
お 知 ら せ コ ー ナ ー

5 月から 9 月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です！
～ 熱中症対策を着実に実施しましょう！～

◎ 令和6年4月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上	の死傷災害	48件	(前年同期と比較して-24件、-33.3%)
(うち、コロナを除く)		37件	(" -18件、-32.7%)
うち、死亡		0件	(" ±0件)

令和6年4月末現在における死傷災害は48件で、**前年同期の72件と比較して24件33.3%の大幅減少**となっています。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは11件で、これを除くと37件となりますが、前年同期の55件からは18件32.7%と大幅に減少しており、また、死亡災害も発生していません。

業種別(新型コロナによるものを除く。)では、①製造業9件(前年同期比-6件-40.0%)、②建設業8件(同-3件-27.3%)、③保健衛生業8件(同+7件+700.0%)、④運輸交通業4件(同-2件-33.3%)、⑤商業3件(同-4件-57.1%)となっています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く。)では、①転倒13件(構成比35.1%。前年同期比-11件-45.8%)、②「墜落・転落」7件(同18.9%。同-2件-22.2%)、③「激突」4件(同10.8%。同+2件+100.0%)、④「激突され」3件(同8.1%。同±0件、±0.0%)、「交通事故」3件(同8.1%。同+3件)、「動作の反動・無理な動作」3件(同8.1%。同+2件+200.0%)等となっています。

災害が減少している要因としては、①転倒災害が最も多い状況は変わらないものの前年同期比で11件減少しており、暖冬の影響で冬季型転倒が大幅に減少したこと、②前年は複数発生していた「飛来・落下(4件⇒0件)」「崩壊・倒壊(5件⇒1件)」「はさまれ・巻き込まれ(4件⇒1件)」が大きく減少していること等が考えられます。

当署では、令和6年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標⇒143人以下 **○死亡災害⇒0人(発生させない)**

と定め、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進しております。

労働災害はあってはならないものであり、各事業場の皆様におかれましては、労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願い申し上げます。

◎ 熱中症対策の着実な実施をお願いします！

5月から9月末の間は、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間です。

この間は熱中症が増加する期間となりますので、各事業場の皆様も、期間中における熱中症対策の着実な実施をお願い申し上げます。



キャンペーン期間(5月~9月)にすべきこと

STEP 1	暑さ指数の把握と評価	地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効
	□ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握	
STEP 2	測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底	
□	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□	服装	準備期間に検討した服装を着用
□	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□	ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない



ご安全に！！

